

浜松市告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年6月17日

から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年6月17日から2週間浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月17日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	城北3号線	浜松市中央区城北一丁目20番9	前	最小 3.68m ～ 最大 3.73m	11.57m
			後	最小 3.84m ～ 最大 3.86m	